

芦屋市

男女共同参画に関する市民意識調査（案）

調査へのご協力をお願い

市民の皆さまには、日ごろから市政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本市では、平成 21 年 3 月に「芦屋市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、令和 5 年 3 月には「第 5 次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン」を策定し、女性も男性もすべての個人が、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して、具体的な施策の取組を進めています。

このたび、「ウィザス・プラン」の見直しと今後の男女共同参画の施策を進める上での基礎資料とさせていただくため、「男女共同参画に関する市民意識調査」を行うことにいたしました。

この調査は、芦屋市に住む 18 歳以上の方から男女各 1,000 人、合わせて 2,000 人を無作為に選ばせていただきました。調査は無記名です。すべて統計的に処理を行い、個人が特定されるなどご迷惑をおかけすることはありませんので、ぜひご協力をお願いいたします。

令和 8 年（2026 年）8 月

芦屋市長 高 島 峻 輔

調査は下記の 2 次元コードからインターネットでも回答いただけます。

回答には申請者 ID とパスワードが必要です。

「この調査票」か「インターネット」のどちらか一方でご回答ください。

両方を提出された場合にはインターネットでの回答を優先します。



申請者 ID ・パスワードで個人は特定されません。

◆この調査についてのお問い合わせ先

芦屋市 市民生活部 市民室 人権・男女共生課 TEL 0797-38-2023（直通）

これは、男女共同参画についての市民アンケートです。

英語版のアンケート調査票、又はふりがな付きのアンケート調査票が必要な方は、

ご連絡ください。芦屋市 市民生活部 市民室 人権・男女共生課 e-mail josei-ce@city.ashiya.lg.jp

Survey about the Gender Equality of Ashiya Citizens

If you need either an English version or a Japanese with *furigana* version of the questionnaire, please contact the below :

Ashiya City Human Rights and Gender Equality Section

ご記入にあたってのお願い

1. 回答はあなた（封筒の宛名ご本人）自身のお考えでお答えください。
2. 回答は、質問ごとにあてはまる選択肢の番号に○をつけてください。
3. 質問によって回答される方が限られる場合がありますので、設問をお読みいただき、記入してください。
4. この調査票で回答される場合は、記入後、同封の返信用封筒に入れ、（切手は不要）
9月18日（金）までにご返送ください。

インターネットで回答される場合は返送不要です。

あなたご自身のことについておたずねします。

問1. あなたの性別は。（○は1つ。ご自身で思われる性別をお答えください。）

1. 女性
2. 男性
3. 1・2 に当てはまらない
4. 答えない

問2. あなたの年齢（令和8年8月1日現在）は。（○は1つ）

1. 10歳代・20歳代
2. 30歳代
3. 40歳代
4. 50歳代
5. 60歳代
6. 70歳代
7. 80歳以上

問3. あなたの主な職業等は何ですか。（○は1つ）

1. 自営業・会社経営
2. 正社員・正職員（常勤）
3. 派遣社員・契約社員
4. パート・アルバイト
5. 主婦・主夫
6. 学生
7. 無職（5及び6を除く）
8. その他（具体的に

）

問4. あなたは結婚していますか。（○は1つ） ※事実婚や同性婚を含みます。

1. 結婚していない
2. 既婚、配偶者あり
3. 結婚後、離別又は死別
4. その他（具体的に

問5. あなたにはお子さんがおられますか。（○は1つ）

※事実婚や同性婚のパートナーのお子さんを含みます。別居も含みます。

1. いる
2. いない

問5-1.（問5で「1. いる」とお答えしたかたにお聞きします。）

一番下のお子さんは次のうちどれに該当しますか。（○は1つ）

1. 就学前
2. 小学生・中学生
3. 高校生相当の15～18歳
4. 高校卒業相当以上（18歳以上の学生・社会人・無職）

男女の平等意識についておたずねします。

問6. あなたは、次の各分野において、男女の地位が平等になっていると思いますか。次の各項目についてあなたのお考えに最も近いものをお答えください。（○はそれぞれ1つずつ）

①～⑧までの項目について、 それぞれ選んだ番号に○をつ けてください。	優 遇 が 非 常 に 優 遇 さ れ て い る	男 性 ど ち ら か と い え ば 優 遇 さ れ て い る	平 等 で あ る	女 性 ど ち ら か と い え ば 優 遇 さ れ て い る	優 女 性 が 非 常 に 優 遇 さ れ て い る	わ か ら な い
① 家庭生活の場で	1	2	3	4	5	6
② 職場の中で（賃金・昇進等）	1	2	3	4	5	6
③ 学校教育の場で	1	2	3	4	5	6
④ 政治の場で	1	2	3	4	5	6
⑤ 法律や制度の上で	1	2	3	4	5	6
⑥ 社会通念・慣習・しきたり等で	1	2	3	4	5	6
⑦ 自治会やPTAなどの地域活動の場で	1	2	3	4	5	6
⑧ 社会全体として	1	2	3	4	5	6

問7. あなたは、「夫が外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、
どうお考えですか。（○は1つ）

1. 賛成
2. どちらかといえば賛成
3. どちらかといえば反対
4. 反対
5. わからない

問7-1. （問7で「1. 賛成」、「2. どちらかといえば賛成」とお答えしたかたに
お聞きします。）それはなぜですか。（○はいくつでも）

1. 日本の伝統的な家族の在り方だと思うから
2. 自分の両親も役割分担をしていたから
3. 夫が外で働いた方が、多くの収入を得られると思うから
4. 妻が家庭を守った方が、こどもの成長などにとって良いと思うから
5. 家事・育児・介護と両立しながら、妻が働き続けることは大変だと思うから
6. 特にない
7. わからない
8. その他（具体的に

）

問7-2. （問7で「3. どちらかといえば反対」、「4. 反対」とお答えしたかたに
お聞きします。）それはなぜですか。（○はいくつでも）

1. 男女平等に反すると思うから
2. 自分の両親も外で働いていたから
3. 夫も妻も働いた方が、多くの収入が得られると思うから
4. 妻が働いて能力を発揮した方が、個人や社会にとって良いと思うから
5. 家事・育児・介護と両立しながら、妻が働き続けることは可能だと思うから
6. 夫と妻の固定的な役割分担の意識を押しつけるべきではないから
7. 特にない
8. わからない
9. その他（具体的に

）

問8. 文部科学省の「令和5年度学校基本統計」によると、例えば、大学の理学部・工学部に進学する女性は男性より少ない、薬学部・看護学部に進学する男性は女性より少ないという現状であることが分かっています。進路選択の一例としてこのような状況がありますが、あなたは、一般的に進路選択に影響を与えるのは次のうちどれだと思いますか。（○はいくつでも）

1. 母親
2. 父親
3. 兄弟姉妹
4. 祖父母
5. その他の家族・親族
6. 友人や先輩
7. 学校の先生
8. 塾や習い事など、学校以外の先生
9. 学校での職場体験
10. 地域社会での体験
11. 本、漫画、テレビやアニメ
12. インターネットやSNS
13. わからない
14. その他（具体的に

）

問9. 育児、介護などの家庭で担われている役割について、あなたは配偶者とどのように分担したいですか。現在、育児・介護などを行っている、していないに関わらず、外部サービス（保育所、訪問介護、家事代行などの利用）を含め、これからするとしたらという想定で、あなたの気持ちに最も近いものをお答えください。（○は1つ）

※配偶者がいる、いないにかかわらずお答えください。

問9-1 育児

1. 自分と配偶者で半分ずつ分担（外部サービスは利用しない）
2. 自分の方が配偶者より多く分担（外部サービスは利用しない）
3. 配偶者の方が自分より多く分担（外部サービスは利用しない）
4. 外部サービスを利用しながら、それ以外は自分と配偶者で半分ずつ分担
5. 外部サービスを利用しながら、それ以外は自分の方が配偶者より多く分担
6. 外部サービスを利用しながら、それ以外は配偶者の方が自分より多く分担
7. わからない
8. その他（具体的に

）

問9-2 介護

1. 自分と配偶者で半分ずつ分担（外部サービスは利用しない）
2. 自分の方が配偶者より多く分担（外部サービスは利用しない）
3. 配偶者の方が自分より多く分担（外部サービスは利用しない）
4. 外部サービスを利用しながら、それ以外は自分と配偶者で半分ずつ分担
5. 外部サービスを利用しながら、それ以外は自分の方が配偶者より多く分担
6. 外部サービスを利用しながら、それ以外は配偶者の方が自分より多く分担
7. わからない
8. その他（具体的に

）

問9-3 育児・介護以外の家事

1. 自分と配偶者で半分ずつ分担（外部サービスは利用しない）
2. 自分の方が配偶者より多く分担（外部サービスは利用しない）
3. 配偶者の方が自分より多く分担（外部サービスは利用しない）
4. 外部サービスを利用しながら、それ以外は自分と配偶者で半分ずつ分担
5. 外部サービスを利用しながら、それ以外は自分の方が配偶者より多く分担
6. 外部サービスを利用しながら、それ以外は配偶者の方が自分より多く分担
7. わからない
8. その他（具体的に

）

問 10. 男性が積極的に家事・子育て・介護・地域活動などへ関わるための課題は何だと思いますか？（○はいくつでも）

1. 男性自身の抵抗感
2. 女性の抵抗感
3. 夫婦や家族間のコミュニケーション不足
4. 男性が関わることに對する当事者以外の偏見、理解や配慮の無さ
5. 長時間労働などを原因とした関わる時間の少なさ
6. テレワークの推進など、勤務環境の整備不足
7. 家事や子育て、介護等のスキル（技能）
8. 男性同士のネットワークが少ない
9. 関わり方が分からない（情報がない）
10. 積極的に関わる必要はない（課題はない）
11. わからない
12. その他（具体的に

）

問 11. 女性が職業をもつことについて、あなたはどのようにお考えですか（〇は1つ）

1. 女性は職業をもたないほうがよい
2. 結婚するまで職業をもち、結婚とともに辞めるほうがよい
3. 結婚しても職業をもち続け、こどもができたなら辞めるほうがよい
4. 結婚しても職業をもち続け、こどもができたなら辞めて、大きくなったら再び職業をもつのがよい
5. 結婚や出産、子育てにかかわらず、職業をもち続けるのがよい
6. わからない
7. その他（具体的に

）

問 12. 女性が出産や介護などを理由に、望まない離職をすることなく職場で活躍するための課題は何だと思いますか？（〇はいくつでも）

1. 職場のトップが女性登用に対して積極的でない
2. 上司や同僚の理解不足
3. 育児や介護の両立支援制度不足
4. 長時間労働や、勤務時間に柔軟性がないこと
5. テレワークの推進など、勤務環境の整備不足
6. 仕事の適正な評価がされていない
7. 男性の家事・育児等参加への理解、意識改革
8. 身近に活躍している女性（ロールモデル）がいない
9. 女性自身の意識改革
10. 特に課題はない
11. わからない
12. その他（具体的に

）

問 13. 防災・災害対策において、性別による違いや多様性に配慮するために必要なことは何だと思いますか。（〇はいくつでも）

1. 避難所の設備や運営ルールを整える
（トイレ、更衣室、授乳室、洗濯干場、区画割り等）
2. 避難所運営の責任者に男女がともに参画し、被災者対応を行う
3. 災害時に支給する生活用品や食料品の種類や配り方を配慮する
（生理用品を女性担当者が配る等）
4. 性別や年齢等によって異なるニーズがあるといった教育や啓発を行う
5. 自治会等の地域における防災訓練に、男女がともに参画する
6. 防災に関する会議、防災担当に女性の委員や職員を増やす
7. 上記1～6を取り組む必要はない
8. わからない
9. その他（具体的に

）

**夫婦^{※1}間や交際相手からの暴力（DV＝ドメスティック・バイオレンス^{※2}）
についておたずねします。**

※1 夫婦には、婚姻届を出していない事実婚や同性婚、元夫婦も含みます。

※2 ドメスティック・バイオレンスとは、多くの場合、女性が夫や恋人などのパートナーから、身体的・精神的・性的・経済的などの暴力を受けることをいいますが、被害者が男性の場合もあります。

問 14. あなたは過去5年間に、配偶者[※]やパートナーがいましたか？（○は1つ）

※配偶者には婚姻届を出していない事実婚や同性婚、別居中の夫婦、元配偶者（離別・死別した相手、事実婚・同性婚を解消した相手）も含みます。

1. いる（いた）
2. いない（いなかった）

問 15. （問 14 で「1. いる（いた）」とお答えしたかたにお聞きします。）

あなたは過去5年間に、配偶者やパートナーから暴力を受けたことがありますか。

1度でも受けたことがある暴力を選択してください。（○はいくつでも）

1. 暴力はなかった
2. 命の危険を感じるくらいの暴力を受けた
3. 医師の治療が必要となる程度の暴力を受けた
4. 医師の治療が必要とならない程度の暴力を受けた
5. 大声でどなられたり、ことばによる暴力をあびせられた
6. 必要な生活費を渡してくれなかった
7. 交友関係や電話・メールを細かく監視された
8. 危害が加えられるのではと恐怖を感じるほどの心理的な脅しを受けた
9. 何を言っても無視され続けた
10. 性的な行為を強要された

問 16. (問 15 で「1. 暴力はなかった」以外を1つでも選択したかたにお聞きします。)

あなたはこれまでに、問 15 であげたような行為について、だれかにうち明けたり、相談したりしましたか。(○はいくつでも)

1. 配偶者暴力相談支援センター (DV 相談室、女性相談支援センターその他の施設)
2. 警察
3. 民生委員・児童委員
4. 法務局・地方法務局、人権擁護委員
5. 男女共同参画センター
6. 上記 (1～5) 以外の公的な機関
7. 民間の専門家や専門機関 (弁護士、カウンセラー、民間シェルターなど)
8. 医療関係者 (医師、看護師など)
9. 学校関係者 (教員、養護教諭、スクールカウンセラーなど)
10. 職場・アルバイトの関係者 (上司、同僚、部下、取引先など)
11. 家族や親戚
12. 友人・知人
13. どこ (だれ) にも相談しなかった
14. その他 (具体的に

)

問 17. (問 16 で「13. どこ (だれ) にも相談しなかった」とお答えしたかたにお聞きします。

どこ (だれ) にも相談しなかったのは、なぜですか。(○はいくつでも)

1. どこに (だれに) 相談したらよいのかわからなかった
2. 相談しても無駄だと思った
3. 相談したことがわかると仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思った
4. 自分さえ我慢したら、なんとかこのままやっていけると思った
5. 世間体が悪い
6. 他人を巻き込みたくない
7. 自分が受けている行為がDVとは認識していなかった
8. そのことについて思い出したくなかった
9. 自分にも悪いところがある
10. 相手の行為は愛情表現だと思った
11. 相談するほどのことではないと思った
12. だれにも話す気持ちになれなかった
13. その他 (具体的に

)

【芦屋市 DV 相談室：電話 0797-38-9100】

(平日：月～金曜日 9 時～17 時 祝日・年末年始を除く)
配偶者やパートナーに対して「いっしょにいてほしい」
「これって DV?」と感じたら、話してみませんか。
女性相談支援員と一緒に考えます。

問 18. (問1で「1. 女性」とお答えしたかたにお聞きします。)

あなたは過去5年間に、日常生活や社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱えたことがありますか。1度でもあるものを選択してください。(〇はいくつでも)

1. 配偶者以外の親族(親や子、兄弟姉妹など)からの暴力を受けた
2. 交際相手からの暴力を受けた
3. 事情があって働けず、お金がない
4. 性暴力・性犯罪被害等が原因で生活が立ち行かなくなった
5. 家庭の事情により行き先がない
6. なかった
7. その他(具体的に

)

【芦屋市女性サポート相談室：電話 0797-38-9130】

芦屋市には、配偶者等からの暴力以外にも、親や子、兄弟姉妹などからの暴力等により、困難な問題を抱える女性が相談できる専用電話があります。女性相談支援員と一緒に解決策を考えます。

男女共同参画の取組についておたずねします。

問 19. 芦屋市の男女共同参画社会の実現に向けた取組などについて、見たり聞いたりしたことはありますか。(〇はいくつでも)

1. 芦屋市男女共同参画推進条例
2. 芦屋市男女共同参画センター ウィザスあしや
3. 男女共同参画センター事業(男女共同参画週間事業映画上映会、パパ向け料理講座など)
4. 芦屋市男女共同参画センター通信「ウィザス」
5. 女性相談(心の悩み、家事、法律、ステップ相談)
6. 芦屋市 DV 相談室(芦屋市配偶者暴力相談支援センター)
7. 芦屋市女性サポート相談室(困難な問題を抱える女性のための専用電話)※7
8. ASHIYA RESUME(芦屋リジューム)(女性の就労・起業等を支援する取組)※8
9. 見たり聞いたりしたものはない

※7 芦屋市女性サポート相談室(電話 0797-38-9130)

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)に基づき、困難な問題を抱える女性一人一人のニーズに応じた支援を行うため、芦屋市が開設した専用電話
〔相談例〕親族や交際相手からの暴力、家庭の事情により行先がない、など

※8 ASHIYA RESUME(芦屋リジューム)

理想の働き方に近づくため、今よりも一歩踏み出したいと考える女性を応援する芦屋市主催の事業。様々な働き方を実践している先輩女性との交流の場を持ちながら、転職・子育て・介護などライフスタイルや暮らしの変化に応じた働き方に出会える機会を提供

問 20. 男女共同参画に関する次の「言葉」や「ことがら」について、見たり聞いたりしたことはありますか。（〇はいくつでも）

1. 男女共同参画社会基本法
2. 男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）
3. DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）
4. 女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）
5. 女性支援新法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）
6. デートDV（交際相手からの暴力）
7. リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）
8. アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）
9. ジェンダー・ギャップ指数
10. 見たり聞いたりしたものはない

問 21. 男女共同参画社会（あらゆる分野で男女がさらに対等な社会）を実現するために、今後、行政が力を入れる重要なことはどのようなことだと思いますか。（〇はいくつでも）

1. 市の審議会委員や管理職など、政策決定の場に女性を積極的に登用する
2. 民間企業・団体などの女性の管理職が増えるように啓発を進める
3. 女性が少ない分野（研究者など）への女性の進出を支援する
4. 保育施設やサービス、高齢者・病人の施設や介護サービスを充実する
5. 男女平等と相互理解・協力について学習機会を充実する
6. 男女平等と相互理解・協力について広報・PR する
7. 労働時間の短縮やテレワークの普及など男女共に働き方の見直しを進める
8. 男性が家事・育児に取り組むきっかけとなる事業を実施する（パパ向け料理講座等）
9. 子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する
10. 子育てや介護などでいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する
11. DV や性暴力などの暴力を根絶するための取組を進める
12. 災害時に、性別や多様性に配慮した対応^{※12} をするための取組を進める
13. 特にない
14. わからない
15. その他（具体的に

※12 災害時に、性別や多様性に配慮した対応

- ・避難所の設備や運営ルールを整える（トイレ、更衣室、授乳室、洗濯干場、区画割り等）
- ・避難所運営の責任者に男女がともに参画し、被災者対応を行う
- ・災害時に支給する生活用品や食料品の種類や配り方を配慮する（生理用品を女性担当者が配る等）
- ・性別や年齢等によって異なるニーズがあるといった教育や啓発を行う
- ・自治会等の地域における防災訓練に、男女がともに参画する
- ・防災に関する会議、防災担当に女性の委員や職員を増やす など

- 男女共同参画社会の実現に向けた取組について、ご意見・ご要望があればどんなことでも結構ですので、ご自由にお書きください。

[illegible]

質問は以上です。お忙しい中、ご協力いただきありがとうございました。

記入もれがないか、もう一度ご確認の上、同封の返信用封筒で、**9月18日（金）**までにご返送くださいますようお願いいたします。

(インターネットで回答済の場合は返送不要)

なお、この調査結果は、「第6次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン」策定の基礎資料とさせていただきます。

